

# 「指定天寿荘居宅介護支援サービス」重要事項説明書

社会福祉法人 天寿会

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(佐賀県指定 第 4170400016 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ★居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ☆★目 次★☆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時の対応について	7
8. 苦情の受付について	7
9. 虐待の防止について	7

### 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 天寿会
(2) 法人所在地	佐賀県多久市北多久町大字小侍 640番地1
(3) 電話番号	0952-74-3100
(4) 代表者氏名	理事長 諸隈 中
(5) 設立年月	昭和52年9月19日

### 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
(3) 事業所の名称	指定天寿荘居宅介護支援サービス・平成11年8月13日指定 佐賀県 4170400016号
(4) 事業所の所在地	佐賀県多久市北多久町大字小侍132-6
(5) 電話番号	0952-74-4818
(6) 事業所長（管理者）	氏名 坂井 賢一
(7) 当事業所の運営方針	<p>①利用者の心身の状況、その置かれている環境等また、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。</p> <p>②指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p>

- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務  
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
- |                |                    |                  |         |
|----------------|--------------------|------------------|---------|
| 【短期入生活介護】      | 平成 27 年 9 月 1 日指定  | 佐賀県 4170400305 号 | 定員 20 名 |
| 【地域密着型通所介護】    | 平成 30 年 6 月 1 日指定  | 佐賀県 4190400020 号 | 定員 18 名 |
| 【訪問介護】         | 令和 2 年 4 月 1 日指定   | 佐賀県 4170400016 号 |         |
| 【介護老人福祉施設】     | 平成 27 年 9 月 1 日指定  | 佐賀県 4170400305 号 |         |
| 【認知症対応型共同生活介護】 | 令和 2 年 5 月 1 日指定   | 佐賀県 4170400016 号 | 定員 8 名  |
| 【特定施設入居者生活介護】  | 平成 28 年 10 月 1 日指定 | 佐賀県 4170400057 号 |         |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 多久市  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分 但し、連絡は 24 時間可能な状態にしています。

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1			1 名	運営管理
2. 介護支援専門員				1 名	介護保険申請代行、認定調査、居宅サービス計画作成、サービス連絡調整、各種相談等

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

- (1) サービスの内容と利用料金(契約書第 3 ~ 6 条、第 8 条参照)

＜サービスの内容＞

- ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家族を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したう

えで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

ご利用者やそのご家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介をいたします。

また、ご利用者やご家族は、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス等を選定した理由の説明を求めることができます。

#### 〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始に当たって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はそのご家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

#### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・少なくとも1か月に1回ご契約者の居宅を訪問し、ご契約者及びそのご家族に面接しモニタリングを行います。

#### ③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### ⑤ 病院又は診療所に入院された場合

ご契約者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、ご契約者又はそのご家族に対し事前に協力を求めます。

#### 〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に基づいて、相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

居宅介護支援費 (Ⅰ)	居宅介護支援費 (i) 〈取扱い件数が40件未満の場合〉	要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円
	居宅介護支援費 (ii) 〈取扱い件数が40件以上60件未満の場合〉	要介護1・2 5,440円 要介護3・4・5 7,040円
	居宅介護支援費 (iii) 〈取扱い件数が60件以上の場合〉	要介護1・2 3,260円 要介護3・4・5 4,220円
居宅介護支援費 (Ⅱ)	居宅介護支援費 (i) 〈一定の情報通信機器を活用又は事務職員の配置を行い取扱い件数が45件未満〉	要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円
	居宅介護支援費 (ii) 〈一定の情報通信機器を活用又は事務職員の配置を行い取扱い件数が45件以上60件未満〉	要介護1・2 5,270円 要介護3・4・5 6,830円
	居宅介護支援費 (iii) 〈一定の情報通信機器を活用又は事務職員の配置を行い取扱い件数が60件以上〉	要介護1・2 3,160円 要介護3・4・5 4,100円
初回加算	1月につき	3,000円
入院時情報連携加算 (I)	1月につき	2,500円

入院時情報連携加算（Ⅱ）	1月につき	2,000円
退院・ 退所加算	連携1回	カンファレンス参加無 4,500円
		カンファレンス参加有 6,000円
	連携2回	カンファレンス参加無 6,000円
		カンファレンス参加有 7,500円
	連携3回	カンファレンス参加有 9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	月2回限度	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき	4,000円
退院時情報連携加算	1月につき	500円
特定事業所加算（Ⅰ）	1月につき	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	1月につき	3,230円
特定事業所加算（A）	1月につき	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	1月につき	1,250円

### （2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業所から往復した距離について1キロメートルにつき50円いただきます。

### （3）利用料のお支払い方法

前期（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関 佐賀銀行・郵便局・農協  
(ただし、医療費は佐賀銀行のみ)
- イ. 下記の指定口座へのお振込み  
指定口座 佐賀銀行 多久支店 普通 口座番号 1463679  
口座名義人 社会福祉法人 天寿会（事業会計） 理事長 諸隈 中  
(ただし、振り込みの際にかかる手数料は、自己負担となります)
- ウ. 窓口での現金払い

前期（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払ください。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### （2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ① 事業所からの介護支援専門の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時および事故発生時の対応について

サービス実施時に、ご契約者に事故もしくは病状の急変等が発生した場合は、速やかにご契約者家族へ連絡し、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 （担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 坂井 賢一

○受付時間 月～金

8：30～17：30

○電話番号 0952-74-4818

なお、当事業所受付に苦情受付箱を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

多久市役所 高齢者・障害者福祉係	所在地 多久市北多久町小侍7-1 TEL : 75-4823 FAX : 74-3398 受付時間 8：30～17：15
佐賀国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀市呉服町7番28号 TEL : 26-1477 FAX : 26-6123 受付時間 8：30～17：15
佐賀中部広域連合	所在地 佐賀市白山2丁目1番12号 TEL : 40-1111 FAX : 40-1165 受付時間 8：30～17：15
佐賀県運営適正化委員会 「苦情解決小委員会」	所在地 佐賀市天神一丁目4番15号 佐賀県社会福祉協議会内 TEL : 23-2151 FAX : 25-2980

9. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定天寿荘居宅介護支援サービス

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代筆者住所

氏名

印

(続柄 )

代筆の理由

※この重要事項説明書は、厚生省令第38条（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、  
利用申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務 (契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
  - ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (守秘義務)

### 2. 損害賠償について (契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第16条)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

附則

この重要事項説明書は、令和6年 4月 1日より施行する。